

協定項目番号	10	(仮称)地域協議会の取扱い
<p>新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。</p> <p>なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。</p> <p>(名称等)</p> <p>釧路市、阿寒町、白糠町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会、(仮称)白糠地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。</p> <p>(設置目的)</p> <p>新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併に対する住民の不安の解消 ・住民意思の反映 ・市民協働の体制づくり <p>(設置区域)</p> <p>設置区域は旧市町単位とする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画に基づく施策の実施に関すること ・総合計画に関すること ・当該区域固有の事務事業に関すること ・市民協働の推進に関すること <p>(2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。</p> <p>(委員定数等)</p> <p>各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。</p> <p>委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。</p> <p>任期は2年とする。</p> <p>(報酬)</p> <p>日額報酬とする。</p> <p>(組織等)</p> <p>それぞれの協議会に会長、副会長を置く。</p> <p>会議の議長、議長の職務代理などは通例による。</p> <p>委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。</p> <p>(設置期間)</p>		

新市の市長就任後速やかに設置する。

終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。